

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 課
文 書
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則
..... (都市環境課) 30
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規
則..... (自然環境課) 30

訓 令

- 北海道公印規程の一部を改正する訓令..... (文書課) 30

告 示

- 道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 31
- 津波災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 31
- 都市計画の変更の決定..... (都市計画課) 32
- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (選挙管理委員会事務局) 32

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)..... 33

道人事委員会規則

- 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 34

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定..... 34

規 則

下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第66号

下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則
下水道法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (令和3年北海道条例第39号) の

施行期日は、令和3年11月16日とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第67号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成15年北海道規則第58
号) の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

別記第3号様式 (表面) 中「㊟」を削り、「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、
同様式 (裏面) の注9の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正
化に関する法律施行細則別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合
においては、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法
律施行細則別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用するこ
とを妨げない。

訓 令

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程 (昭和45年北海道訓令第19号) の一部を次のように改正する。

第17条中「公印は」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年11月16日から施行する。

告 示

北海道告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日
道道 宿志別振内停車場線 沙流郡平取町字芽生84番2地先から 令和3年11月16日
同郡平取町字豊糠8番4地先まで

北海道告示第729号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 目梨郡羅臼町
イ 大字等 化石浜、海岸町、共栄町、昆布浜、春日町、松法町、船見町、船泊、相泊、滝ノ下、知床岬、知昭町、八木浜町、富士見町、峯浜町、崩浜、北浜、幌萌町、本町、麻布町、岬町、礼文町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

2(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 標津郡標津町
イ 大字等 字伊茶仁、字薫別、字古多糠、字崎無異、字茶志骨、字忠類、字標津、南一条西1丁目、南一条西2丁目、南一条西3丁目、南一条西4丁目、南一条東、南五条西1丁目、南五条西2丁目、南五条西3丁目、南五条東、南三条西1丁目、南三条西2丁目、南三条西3丁目、南三条東、南四条西1丁目、南四条西2丁目、南四条西3丁目、南四条東、南七条西1丁目、南七条西2丁目、南七条東、南二条西1丁目、南二条西2丁目、南二条西3丁目、南二条西4丁目、南二条東、南八条西1丁目、南八条東、南六条西1丁目、南六条西2丁目、南六条東、北一条西1丁目、北一条西2丁目、北一条西3丁目、北一条西4丁目、北一条東、北九条西、北九条東、北五条西1丁目、北五条西2丁目、北五条西3丁目、北五条西4丁目、北五条

東、北三条西1丁目、北三条西2丁目、北三条西3丁目、北三条西4丁目、北三条東、北四条西1丁目、北四条西2丁目、北四条西3丁目、北四条西4丁目、北四条東、北七条西1丁目、北七条西2丁目、北七条東、北二条西1丁目、北二条西2丁目、北二条西3丁目、北二条東、北八条西、北八条東、北六条西1丁目、北六条西2丁目、北六条西3丁目、北六条西4丁目、北六条東、北十条東（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

3(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 釧路郡釧路町
イ 大字等 遠矢2丁目、遠矢3丁目、遠矢4丁目、遠矢5丁目、遠矢6丁目、遠矢7丁目、遠矢8丁目、遠矢9丁目、遠矢10丁目、河畔1丁目、河畔2丁目、河畔4丁目、河畔5丁目、河畔6丁目、河畔7丁目、河畔8丁目、河畔9丁目、河畔10丁目、雁来、桂1丁目、桂2丁目、桂3丁目、桂4丁目、桂5丁目、桂木1丁目、桂木2丁目、桂木3丁目、桂木4丁目、桂木5丁目、桂木6丁目、光和1丁目、光和2丁目、光和3丁目、光和4丁目、光和5丁目、光和6丁目、光和7丁目、光和8丁目、国誉1丁目、国誉2丁目、国誉3丁目、国誉4丁目、国誉5丁目、国誉6丁目、昆布森1丁目、昆布森2丁目、昆布森3丁目、昆布森4丁目、字トリトウシ、字トリトウシ原野、字トリトウシ原野南7線、字トリトウシ原野南8線、字トリトウシ原野南9線、字トリトウシ原野南10線、字トリトウシ原野南11線、字トリトウシ原野南12線、字トリトウシ原野南13線、字トリトウシ原野南14線、字トリトウシ原野南15線、字トリトウシ原野南18線、字鳥通、字鳥通原野、字別保、字別保原野南18線、字別保原野南19線、字別保原野南20線、字別保原野南21線、字別保原野南22線、字別保原野南23線、字別保原野南24線、字別保原野南24線東、字別保原野南25線、字別保原野南26線、若葉1丁目、若葉2丁目、若葉3丁目、若葉4丁目、若葉5丁目、若葉6丁目、曙1丁目、曙2丁目、曙3丁目、曙4丁目、新開1丁目、新開2丁目、新開3丁目、新開4丁目、新開5丁目、新開6丁目、新開7丁目、雪里、大字昆布森村字アチョロベツ、大字昆布森村字チョロベツ、大字昆布森村字チヨロベツ澤、大字昆布森村字昆布森、大字昆布森村字宿徳内、大字昆布森村字地嵐別、大字昆布森村、大字昆布森村字節古籠、大字昆布森村字フシコ昆布森、大字昆布森村字ボンコンブモリ山、大字昆布森村字幌内、大字昆布森村字又飯時、大字昆布森村字ボン又飯時、大字昆布森村字惑解、大字昆布森村字来止臥、大字跡永賀村、大字跡永賀村字浦雲泊、大字跡永賀村字十町瀬、大字跡永賀村字初無敵、大字跡永賀村字跡永賀、大字跡永賀村字

冬窓床、大字仙鳳趾村、大字仙鳳趾村字別太、大字仙鳳趾村字去来牛、大字仙鳳趾村字重蘭窮、大字仙鳳趾村字知方学、大字仙鳳趾村字入境学、大字仙鳳趾村字分遺瀬、大字仙鳳趾村字便内、大字仙鳳趾村字老若舞、大字仙鳳趾村字賤夫向、大字仙鳳趾村字茶々古丹、大字仙鳳趾村字ヤワコタン、大字仙鳳趾村字アシリコタン、大字仙鳳趾村字一の沢、大字仙鳳趾村字ポンチプランケウシ、大字仙鳳趾村字ポンピラ、大字仙鳳趾村字ポンベツト、大字仙鳳趾村字ユキラナイ、大字仙鳳趾村字ショシヤムナイ、大字仙鳳趾村字古番屋、大字仙鳳趾村字海岸、大字仙鳳趾村字フルセンボウチ、大字仙鳳趾村字ラクトスベ、大字仙鳳趾村字ボンタラウシ、大字仙鳳趾村字別尺泊、大字仙鳳趾村字ヲタモエ、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、中央6丁目、中央7丁目、中央8丁目、中央9丁目、中央10丁目、鳥通西1丁目、鳥通西3丁目、鳥通西5丁目、鳥通西6丁目、鳥里1丁目、鳥里2丁目、鳥里3丁目、鳥里4丁目、鳥里5丁目、鳥里6丁目、鳥里7丁目、東陽西1丁目、東陽西2丁目、東陽大通西1丁目、東陽大通西2丁目、富原、別保4丁目、別保5丁目、別保6丁目、別保7丁目、豊美1丁目、豊美2丁目、北見団地1丁目、北見団地2丁目、北見団地3丁目、北見団地4丁目、北見団地5丁目、北見団地6丁目、北見団地7丁目、北都1丁目、北都2丁目、陸1丁目、陸2丁目、陸3丁目、陸4丁目、陸5丁目、陸6丁目、木場1丁目、木場2丁目、木場3丁目（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

4(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 勇払郡むかわ町

イ 大字等 花園1丁目、花園2丁目、花園3丁目、宮戸、駒場、汐見、若草、松風1丁目、松風2丁目、松風3丁目、晴海、青葉1丁目、青葉2丁目、大原1丁目、大原2丁目、大成1丁目、大成2丁目、田浦、美幸1丁目、美幸2丁目、美幸3丁目、美幸4丁目、福住1丁目、福住2丁目、福住3丁目、福住4丁目、文京1丁目、文京2丁目、文京3丁目、文京4丁目、豊城、末広1丁目、末広2丁目、洋光、春日（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

5(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 二海郡八雲町

イ 大字等 旭丘、栄町、花浦、宮園町、元町、黒岩、三杉町、山越、山崎、住初町、出雲町、春日、相生町、東雲町、東町、東野、内浦町、入沢、熱田、浜松、富士見町、豊河町、本町、末広町、野田生、落部、立岩、栄浜（次の図の

とおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号	学苑海岸通	長万部町字大浜	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部
	3・4・2号	中山大通	長万部町字大浜	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部
	3・4・3号	中央通	長万部町字長万部	長万部町字富野	長万部町字長万部	長万部町字長万部
	3・4・4号	本町通	長万部町字大浜	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部
	3・3・5号	旭浜通	長万部町字長万部	長万部町字旭浜	長万部町字旭浜	長万部町字旭浜
	3・4・6号	駅前通	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部
	3・4・7号	曙通	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第731号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年11月16日

北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

印刷物（選挙公報・審査公報）の製造一式（1ページ当たりの単価） 29,112,000
ページ分

2 随意契約の相手方を決定した日

令和3年10月15日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社道新総合印刷

- (2) 住 所 北広島市大曲工業団地8丁目2-1
- 4 随意契約に係る契約金額
1円40銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第106号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和3年11月16日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 道立学校指導者用タブレット端末（A地区） 一式 86台分
- (2) 道立学校指導者用タブレット端末（B地区） 一式 90台分
- 2 落札を決定した日
令和3年9月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2)ア 氏 名 有限会社共立電子
イ 住 所 岩見沢市7条西20丁目1番地12
- 4 落札金額
- (1) 3,396,140円
- (2) 4,051,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年8月13日付け北海道教育庁空知教育局告示第52号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局告示第107号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和3年11月16日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道美唄尚栄高等学校CADシステム 一式
- 2 落札を決定した日
令和3年10月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 エア・ウォーター北海道株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西1丁目2番地
- 4 落札金額
25,960,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年9月21日付け北海道教育庁空知教育局告示第65号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第57号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和3年11月16日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 釧路管内道立学校物品（タブレット端末） 一式 81台分
- (2) 釧路管内道立学校物品（タブレット端末） 一式 11台分
- 2 落札を決定した日
令和3年10月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 大丸株式会社

- イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 (2)ア 氏 名 株式会社トーワ
 イ 住 所 釧路市光陽町11番7号
- 4 落札金額
 (1) 2,723,600円
 (2) 506,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 令和3年9月28日付け北海道教育庁釧路教育局告示第47号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の
 一部を次のように改正する。
 別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から19の項までを1項ずつ繰り上
 げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を
 決定したので、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳

- 1 事件名
令和3年（収）第1号室蘭圏都市計画道路事業（3・4・103号停車場通）収用事件
- 2 起業者の名称
北海道知事
- 3 事業の種類
室蘭圏都市計画道路事業3・4・103号停車場通
- 4 裁決手続開始を決定する土地

道 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
 する。

令和3年11月16日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則16-38

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
伊達市山下 町	50番	宅地	396.24	396.85	17.82	持分2分の1 坪田 一史	苫小牧市拓勇東町2丁目17 番16号 ただし、登記記録上の住所 は、苫小牧市拓勇東町二丁 目17番16号	株式会社スターマ ウンテン	富良野市本町9番 7号	なし	賃借権
						持分2分の1 坪田 真由美	苫小牧市見山町1丁目7番 22号 ただし、登記記録上の住所 は、苫小牧市見山町一丁目 7番22号				

	51番	宅地	391.24	393.07	17.05	株式会社スターマ ウンテン	富良野市本町9番7号	株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通 西三丁目7番地	平成25年3月29日 第3023号	根抵当権
	52番	宅地	391.29	392.65	16.68						
	53番1	宅地	195.70	195.80	16.02						

5 裁決手続開始決定の日
令和3年11月5日
